

令和2年4月1日から

建設業の許可申請・変更届の必要書類が変わります。

「建設業法施行規則」、「建設業許可事務ガイドライン」及び「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」について、経由事務の廃止及び書類の簡素化等に伴う改正が行われ、令和2年4月1日に施行されます。

- 様式第十一号の2「国家資格者等・監理技術者一覧表」の提出が不要となります。
- 経營業務管理責任者の常勤確認書類としての「住民票」の提出が不要となります。
- 営業所専任技術者の常勤確認書類としての「住民票」の提出が不要となります。
- 令3条使用人に関する確認書類が不要となります。
- 営業所の確認書類としての「位置図」及び「権原確認書類」は不要となります。  
(営業所の写真は、更新申請など、従前の営業所に変更がない場合は不要となります。権原については写真台紙(任意様式)へ記載いただきます。)

変更箇所	変更前(R2. 3. 31受付分まで)	変更後(R2. 4. 1受付分から)
国家資格者等・監理技術者一覧表 (様式第十一号の二)		提出不要
経營業務の管理責任者に関する資料	①住民票等 ②健康保険証等 ③経營業務の管理責任者としての経験を確認する資料	①健康保険証等 ②経營業務の管理責任者としての経験を確認する資料
営業所の専任技術者に関する資料	①住民票等 ②健康保険証等 ③実務の経験を確認する資料	①健康保険証等 ②実務の経験を確認する資料(実務経験の場合に限る。更新申請の際は不要。)
令3条の使用人に関する資料	①住民票等 ②健康保険証等 ③委任状等	提出不要
営業所に関する資料	①営業所の写真 ②営業所の地図 ③営業所を使用する権原を確認するための資料	①営業所の写真(更新申請など、従前の営業所に変更がない場合は不要。) ※写真台紙(様式任意)に権原を記載すること(写真台紙の例参照)。

※住民票等の提出は不要となりましたが、営業所への通勤が困難と思われる場合などは追加資料を求めることがあります。



事実と異なる内容の申請・届出を行った場合は許可の取消などの監督や罰則(懲役又は罰金)の対象となる可能性があります。

■ ■ 詳細は、北海道開発局建設業許可ページをご確認ください。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/kensan/u23dsn000000130d.html>

問合せ先：北海道開発局事業振興部建設産業課建設業係

電話 011-709-2311 (内線5893)